

参考資料

基本計画の策定対象となる年間 100 件を超える手続に関する根拠条文は以下の通り。

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
16	業務報告書の提出	協同組合による金融事業に関する法律	第 6 条第 1 項（銀行法 第 19 条第 1 項及び第 2 項準用）	<p>（銀行法の準用）</p> <p>第六条 銀行法（略）第十九条（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）（略）について、それぞれ準用する。</p> <p><参考：銀行法> （業務報告書等）</p> <p>第十九条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
19	信用協同組合代理業に係る変更事項の届出	協同組合による金融事業に関する法律	第 6 条の 5 第 1 項（銀行法 第 52 条の 39 第 1 項準用）	<p>（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）</p> <p>第六条の五 銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法 の準用）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合について、銀行代理業に係るものにあつては信用協同組合代理業について、それぞれ準用する。</p> <p><参考：銀行法> （許可の申請）</p>
24	信用協同組合代理業に関する報告書の提出	協同組合による金融事業に関する法律	第 6 条の 5 第 1 項（銀行法 第 52 条の 50 第 1 項準用）	<p>第五十二条の三十七 前条第一項の許可を受けようとする者（次条第一項及び第五十二条の四十二第四項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 商号、名称又は氏名 二 法人であるときは、その役員の名 三 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地 四 所属銀行の商号 五 他に業務を営むときは、その業務の種類 六 その他内閣府令で定める事項

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				(変更の届出) 第五十二条の三十九 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 (銀行代理業に関する報告書) 第五十二条の五十 銀行代理業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
28	認可事項の実行等の届出	協同組合による金融事業に関する法律	第7条の2第1項	(届出事項) 第七条の二 信用協同組合等は、この法律の規定(銀行法の規定を含む。次条から第八条までにおいて同じ。)による認可を受けた事項を実行したときその他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
29	信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を開始した際の届出	協同組合による金融事業に関する法律	第7条の2第2項	2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
53	基本的事項の変更等の認可 (1) 定款の変更 (2) 業務の種類又は方法の変更	信用金庫法	第31条	(内閣総理大臣の認可) 第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 一 定款を変更しようとするとき。 二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。
73	事業開始等の届出 (1) 事業を開始したとき (2) 子会社対象会社を子会社とするとき (3) 子会社とした子会社対象会社が子会社でなくなったとき (4) 認可対象会社の子会社が、認可対象会社に該当しない子会社になったとき (5) 認可事項を実行したとき (6) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	信用金庫法	第87条第1項	(届出事項) 第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 事業を開始したとき。 二 信用金庫が第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二までに掲げる会社を子会社としようとするとき(第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の二十三第一項第十号から第十一号の二までに掲げる会社(同条第六項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)
74	信用金庫代理業の開始の届出	信用金庫法	第87条第2項	2 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 <参考：信用金庫法> (信用金庫の子会社の範囲等) 第五十四条の二十一 信用金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。 一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるものの行う業務のために

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>その業務を営んでいる会社に限る。)</p> <p>イ 信用金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。)</p> <p>ロ 第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに次条第七項及び第九項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。)</p> <p>二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。)</p> <p>（信用金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十四条の二十三 （略）</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会、その子会社（第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)</p> <p>イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>有しているもの</p> <p>ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>ニ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに次条第二項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。）</p> <p>十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して保有していないものに限る。）</p>
78	信用金庫代理業者の変更事項の届出	信用金庫法	第 89 条第 5 項(銀行法 第 52 条の 39 第 1 項準用)	<p>(銀行法の準用)</p> <p>第八十九条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 銀行法第七章の四(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)、第五十二条の四十五の二(銀行代理業者についての金融商品取引法の準用)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業に係るものにあつては信用金庫代理業について、それぞれ準用する。</p> <p><参考：銀行法></p> <p>(許可の申請)</p> <p>第五十二条の三十七 前条第一項の許可を受けようとする者(次条第一項及び第五十二条の</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
83	信用金庫代理業に関する報告書の提出	信用金庫法	第 89 条第 5 項(銀行法 第 52 条の 50 第 1 項準用)	<p>四十二第四項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名 二 法人であるときは、その役員の氏名 三 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地 四 所属銀行の商号 五 他に業務を営むときは、その業務の種類 六 その他内閣府令で定める事項 (変更の届出)</p> <p>第五十二条の三十九 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 (銀行代理業に関する報告書)</p> <p>第五十二条の五十 銀行代理業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
92	業務報告書の提出	信用金庫法	第 89 条第 1 項(銀行法 第 19 条第 1 項準用)	<p>(銀行法の準用)</p> <p>第八十九条 銀行法(略)第十九条(同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)(略)の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ準用する。</p> <p><参考：銀行法> (業務報告書等)</p> <p>第十九条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
149	役員の変更の届出	中小企業等協同組合法	第 35 条の 2	<p>(役員の変更の届出)</p> <p>第三十五条の二 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。</p>
173	日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出	銀行法	第 8 条第 1 項	<p>(営業所の設置等)</p> <p>第八条 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更(本店の位置の変更を含む。)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>
186	中間業務報告書、業務報告書の提出	銀行法	第 19 条第 1 項	<p>(業務報告書等)</p> <p>第十九条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
187	連結中間業務報告書、連結業務報告	銀行法	第 19 条第 2 項	<p>2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
	書の提出			当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
244	銀行代理業の許可	銀行法	第 52 条の 36 第 1 項	(許可) 第五十二条の三十六 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。
245	銀行代理業者の申請書の変更の届出	銀行法	第 52 条の 39 第 1 項	(変更の届出) 第五十二条の三十九 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 2 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第二項第二号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
246	銀行代理業者の添付書類の変更の届出	銀行法	第 52 条の 39 第 2 項	<参考：銀行法> (許可の申請) 第五十二条の三十七 前条第一項の許可を受けようとする者(次条第一項及び第五十二条の四十二第四項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名 二 法人であるときは、その役員の氏名 三 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地 四 所属銀行の商号 五 他に業務を営むときは、その業務の種類 六 その他内閣府令で定める事項 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 (略) 二 銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
250	銀行代理業に関する報告書の提出	銀行法	第 52 条の 50 第 1 項	(銀行代理業に関する報告書) 第五十二条の五十 銀行代理業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
251	銀行代理業の廃業等の届出	銀行法	第 52 条の 52	(廃業等の届出) 第五十二条の五十二 銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 銀行代理業を廃止したとき、又は会社分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。 その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人 二 銀行代理業者である個人が死亡したとき。 その相続人 三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき。 その法人を代表する役員で

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>あつた者</p> <p>四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人</p> <p>五 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その清算人</p>
254	<p>営業開始等の届出</p> <p>(1) 営業を開始したとき</p> <p>(2) 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社又は新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社を子会社としようとするとき</p> <p>(3) (2) の会社が子会社でなくなったとき等</p> <p>(4) 資本金の額を増加しようとするとき</p> <p>(5) 認可を受けた事項を実行したとき</p> <p>(6) 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき</p> <p>(7) その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき</p> <p>(8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき</p>	銀行法	第53条第1項	<p>(届出事項)</p> <p>第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 営業を開始したとき。</p> <p>二 第十六条の二第一項第十一号から第十二号の二までに掲げる会社（同条第七項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。</p> <p>三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第三十条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。）、又は第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。</p> <p>四 資本金の額を増加しようとするとき。</p> <p>五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。</p> <p>六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。</p> <p>七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。</p> <p>八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。</p> <p><参考：銀行法></p> <p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十六条の二 （略）</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はそ</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>の子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ニ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ホ～ト （略）</p> <p>十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに次条第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）</p> <p>十二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>項において同じ。)又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするときは、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>
256	<p>銀行持株会社の設立等の届出 (1) 銀行持株会社になったとき又は銀行持株会社として設立されたとき (2) 銀行を子会社とする持株会社でなくなったとき (3) 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社又は新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社を子会社としようとするとき (4) (3)の会社が子会社でなくなったとき等 (5) 解散したとき (6) 資本金額を変更しようとするとき (7) 認可を受けた事項を実行したとき (8) その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得または保有されることとなったとき (9) その他内閣府令で定める場合に該当するとき</p>	銀行法	第53条第3項	<p>(届出事項) 第五十三条 (略) 2 (略) 3 銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 第五十二条の十七第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。 二 銀行を子会社とする持株会社でなくなつたとき(第五号の場合を除く。) 三 第五十二条の二十三第一項第十号から第十一号の二までに掲げる会社(同条第六項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。) 四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十二条の三十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)、又は第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき、若しくは特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社が当該特例子会社対象会社に該当しない持株特定子会社になつたとき。 五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。) 六 資本金の額を変更しようとするとき。 七 この法律の規定による認可(第一号に規定する認可を除く。)を受けた事項を実行したとき。 八 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。 九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。 <参考:銀行法> (銀行持株会社に係る認可等) 第五十二条の十七 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>一 当該会社又はその子会社による銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）</p> <p>二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得</p> <p>三 その他政令で定める取引又は行為 （銀行持株会社の子会社の範囲等）</p> <p>第五十二条の二十三 （略）</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）</p> <p>イ 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）</p> <p>ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務（当該銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）</p> <p>十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに第五十二条の二十四第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）</p> <p>十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第五十二条の二十四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該銀行持株会社が取得し、又は保有するものとみなす。</p>
257	銀行代理業者の営業開始等の届出 （1）銀行代理業を開始したとき （2）その他内閣府令で定める場合	銀行法	第 53 条第 4 項	（届出事項） 第五十三条 （略） 2・3 （略）

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
	に該当するとき			4 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
281	信託業務を営む金融機関の届出 (1) 信託業務の全部若しくは一部を営む営業所等の設置等又は当該営業所等において行う信託業務の内容の変更をしようとするとき (2) その他内閣府令に定める場合に該当するとき	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第8条第2項	(届出等) 第八条 (略) 2 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 信託業務の全部若しくは一部を営む営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該営業所若しくは事務所において行う信託業務の内容の変更をしようとするとき。 二 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。
494	登録申請書記載事項の変更届出	信託業法	第71条第1項	(変更の届出) 第七十一条 信託契約代理店は、第六十八条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 <参考：信託業法> (登録の申請) 第六十八条 前条第一項の登録を受けようとする者(第七十条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名 二 法人であるときは、その役員の氏名 三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地 四 所属信託会社の商号 五 他に業務を営むときは、その業務の種類 六 その他内閣府令で定める事項
496	信託契約代理業務に関する報告書の提出	信託業法	第77条	(信託契約代理業務に関する報告書) 第七十七条 信託契約代理店は、事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。
530	業務報告書等の提出	保険業法	第110条第1項	(業務報告書等) 第一百十条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
538	事業方法書等に定めた事項の変更の認可	保険業法	第123条第1項	(事業方法書等に定めた事項の変更) 第二百二十三条 保険会社は、第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項(保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項を除く。)を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
539	事業方法書等に定めた事項の変更の届出	保険業法	第123条第2項	2 保険会社は、前項に規定する書類に定めた事項を変更しようとする場合で、同項の内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更しようとする旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 <参考：保険業法> (免許申請手続)

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事業方法書</p> <p>三 普通保険約款</p> <p>四 保険料及び責任準備金の算出方法書</p>
541	<p>保険会社の届出</p> <p>(1) 保険業の開始</p> <p>(2) 子会社対象会社を子会社としようとするとき。</p> <p>(3) 子会社とした会社が子会社でなくなったとき。</p> <p>(4) 資本の額又は基金の総額の増額</p> <p>(5) 軽微な定款の変更</p> <p>(6) 外国への支店等の設置</p> <p>(7) 総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得または保有されるとき。</p> <p>(8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき。</p>	保険業法	第127条第1項	<p>(届出事項)</p> <p>第二百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 保険業を開始したとき。</p> <p>二 第六十六条第一項第十二号又は第十三号に掲げる会社(同条第七項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第四十二条、第六十七条第一項又は第七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲受け、合併又は会社分割をしようとする場合を除く。)</p> <p>三 その子会社が子会社でなくなったとき(第四十二条又は第七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲渡又は会社分割をした場合を除く。)、又は第六十六条第七項に規定する子会社対象保険会社等に該当する子会社が当該子会社対象保険会社等に該当しない子会社になったとき。</p> <p>四 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき。</p> <p>五 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき。</p> <p>六 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。</p> <p>七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき。</p> <p>八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。</p> <p><参考：保険業法></p> <p>(保険会社の子会社の範囲等)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該保険会社、その子会社(第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第十項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)</p> <p>イ 銀行専門関連業務、証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>ロ 銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>ハ 銀行専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>ニ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>ホ 銀行専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>ヘ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの</p> <p>十三 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで、第十四号又は第十五号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項において同じ。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」という。）を子会社としようとするときは、第四百四十二条、第六百六十七条第一項又は第七百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>
645	<p>保険持株会社の届出</p> <p>（1）認可にかかる保険持株会社になったときまたは保険持株会社として設立されたとき。</p> <p>（2）保険会社を子会社とする持株会社でなくなったとき。</p> <p>（3）271条の22第1項各号に掲げる会社を子会社にしようとするとき。</p> <p>（4）保険持株会社の子会社が子会社でなくなったとき。</p> <p>（5）解散したとき。</p> <p>（6）資本金の額を変更しようとするとき。</p> <p>（7）その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき。</p> <p>（8）その他内閣府令で定める場合に該当するとき。</p>	保険業法	第271条の32第2項	<p>（届出事項）</p> <p>第二百七十一条の三十二 （略）</p> <p>2 保険持株会社（保険持株会社であった会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 第二百七十一条の十八第一項の認可に係る保険持株会社になったとき、又は当該認可に係る保険持株会社として設立されたとき。</p> <p>二 保険会社を子会社とする持株会社でなくなったとき（第五号の場合を除く。）。</p> <p>三 第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第二百七十一条の三十一第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。</p> <p>四 その子会社が子会社でなくなったとき（第二百七十一条の三十一第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）。</p> <p>五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。</p> <p>六 資本金の額を変更しようとするとき。</p> <p>七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき。</p> <p>八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。</p> <p><参考：保険業法></p> <p>（保険持株会社に係る認可等）</p> <p>第二百七十一条の十八 次に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社又は保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 当該会社又はその子会社による保険会社の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）</p> <p>二 当該会社の子会社による第三条第一項の免許の取得</p> <p>三 その他政令で定める取引又は行為 (保険持株会社の子会社の範囲等)</p> <p>第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 生命保険会社</p> <p>二 損害保険会社</p> <p>二の二 少額短期保険業者</p> <p>三 銀行</p> <p>四 長期信用銀行</p> <p>四の二 資金移動専門会社</p> <p>五 証券専門会社</p> <p>六 証券仲介専門会社</p> <p>七 信託専門会社</p> <p>八 保険業を行う外国の会社</p> <p>九 銀行業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>十 有価証券関連業を行う外国の会社（前二号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>十一 信託業を営む外国の会社（前三号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>十二 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該保険持株会社、その子会社（第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第五項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）</p> <p>イ 保険会社又は第二号の二から前号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第五項において「従属業務」という。）</p> <p>ロ 第百六条第二項第二号に掲げる金融関連業務</p> <p>十三 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の総株主等の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数を超える議決権を、前号に掲げる会社で内閣府令で定めるものが保有しているものに限る。）</p> <p>十四 前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）</p> <p>十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
652	少額短期保険業者の登録事項の変更	保険業法	第 272 条の 7 第 1 項	<p>(変更の届出)</p> <p>第二百七十二条の七 少額短期保険業者は、第二百七十二条の二第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p><参考：保険業法></p> <p>(登録申請手続)</p> <p>第二百七十二条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 商号又は名称 二 資本金の額又は基金の総額 三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名 四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称 五 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容 六 本店その他の事務所の所在地
666	少額短期保険業の開始等の届出 (1) 少額短期保険業を開始したとき。 (2) その子会社が子会社でなくなったとき。 (3) 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき。 (4) 定款の変更をしたとき。 (5) その総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき。 (6) その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。	保険業法	第 272 条の 21 第 1 項	<p>(届出事項)</p> <p>第二百七十二条の二十一 少額短期保険業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 少額短期保険業を開始したとき。 二 その子会社が子会社でなくなったとき（第二百七十二条の三十第一項において準用する第百四十二条又は第百七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲渡又は会社分割をした場合を除く。）。 三 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき。 四 定款の変更をしたとき。 五 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき。 六 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。
788	登録申請書の記載事項の変更の届出	金融商品取引法	第 31 条第 1 項	<p>(変更登録等)</p> <p>第三十一条 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 (略) 3 金融商品取引業者は、第二十九条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
789	登録申請書の添付書類の変更の届出 業務方法書の変更	金融商品取引法	第 31 条第 3 項	<p>旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p><参考：金融商品取引法> (登録の申請)</p> <p>第二十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名</p> <p>二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）の額）</p> <p>三 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第二十九条の四第一項第五号ホ（3）及び第五節を除く。）から第三章の三までにおいて同じ。）の氏名又は名称</p> <p>四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名</p> <p>五 業務の種別（第二十八条第一項第一号、第一号の二、第二号、第三号イからハまで及び第四号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種別をいう。）</p> <p>六 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（政令で定めるものを除く。）について、電子募集取扱業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二条第八項第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）を行う場合にあつては、その旨</p> <p>七 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地</p> <p>八 他に事業を行つているときは、その事業の種類</p> <p>九 その他内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定める書類</p>
795	取締役等の就任等に係る届出（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者）	金融商品取引法	第 31 条の 4 第 1 項	<p>(取締役等の就任等に係る届出)</p> <p>第三十一条の四 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この項において同じ。）の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項及び次項において同じ。）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなつた場合を含む。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>
797	対象議決権保有届出書の提出	金融商品取引法	第 32 条第 1 項	<p>(対象議決権保有届出書の提出等)</p> <p>第三十二条 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限り、外</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>国法人を除く。以下この款において同じ。)の主要株主(第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。)となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融商品取引業者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
804	登録申請書の記載事項の変更の届出	金融商品取引法	第33条の6第1項	<p>金融商品取引法 (変更の届出) 第三十三条の六 登録金融機関は、第三十三条の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登録金融機関は、第三十三条の三第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p><参考：金融商品取引法> (金融機関の登録申請) 第三十三条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号又は名称 二 資本金の額、基金の総額又は出資の総額 三 役員の名又は名称 四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の名又は名称 五 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。)について、電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨 六 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地 七 他に事業を行つているときは、その事業の種類 八 その他内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略) 二 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類</p>
805	登録申請書の添付書類の変更の届出	金融商品取引法	第33条の6第3項	<p>一 商号又は名称 二 資本金の額、基金の総額又は出資の総額 三 役員の名又は名称 四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の名又は名称 五 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。)について、電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨 六 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地 七 他に事業を行つているときは、その事業の種類 八 その他内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略) 二 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類</p>
814	事業報告書の提出 一種業を行う金商業者	金融商品取引法	第46条の3第1項	<p>(事業報告書の提出等) 第四十六条の三 金融商品取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
815	業務又は財産の状況に関する報告書の提出	金融商品取引法	第46条の3第2項	<p>2 金融商品取引業者は、前項の規定により事業報告書を提出するほか、内閣府令で定めるところにより、その業務又は財産の状況を内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
	一種業を行う金商業者			
816	自己資本規制比率の届出	金融商品取引法	第 46 条の 6 第 1 項	(自己資本規制比率) 第四十六条の六 金融商品取引業者は、資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならない。
817	事業報告書の提出 一種業を行わない金商業者	金融商品取引法	第 47 条の 2	(事業報告書の提出) 第四十七条の二 金融商品取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
818	事業報告書の提出 登録金融機関	金融商品取引法	第 48 条の 2 第 1 項	(事業報告書の提出等) 第四十八条の二 登録金融機関は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
819	業務又は財産の状況の報告 登録金融機関	金融商品取引法	第 48 条の 2 第 2 項	2 登録金融機関は、前項の規定により事業報告書を提出するほか、内閣府令で定めるところにより、その業務又は財産の状況を内閣総理大臣に報告しなければならない。
823	金融商品取引業者等の諸届出 (1) 業務を休止し、又は再開したとき (2) 認可業務を廃止したとき (3) 他の法人と合併したとき、分割により他の法人から事業の承継をしたとき、又は他の法人から事業を譲り受けたとき (4) 金融機関等の議決権の過半数を取得し、又は保有したとき (5) 議決権の過半数を保有している金融機関等について、その議決権の過半数を保有しないこととなったとき (6) 議決権の過半数を他の法人等に保有されることとなったとき (7) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始の申立てを行ったとき (8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	金融商品取引法	第 50 条第 1 項	(休止等の届出) 第五十条 金融商品取引業者等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 業務（金融商品取引業又は登録金融機関業務（以下この節において「金融商品取引業等」という。）に限る。）を休止し、又は再開したとき（第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者にあつては、当該認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。）。 二 第三十条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。 三 金融商品取引業者である法人が、他の法人と合併したとき（当該金融商品取引業者である法人が合併により消滅したときを除く。）、分割により他の法人の事業（金融商品取引業等に係るものに限る。以下この号及び次条において同じ。）の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の法人から事業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。 四 金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。次号において同じ。）が、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が行う業務と同種類の業務を行う法人、金融商品取引業者（法人である場合に限る。）、金融商品取引業を行う外国の法人その他内閣府令で定める法人（同号及び第五十六条の二第一項において「銀行等」という。）について、その総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有したとき。 五 金融商品取引業者が、その総株主等の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主等の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該銀行等が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。 六 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）の総株

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>主等の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。</p> <p>七 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。</p> <p>八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。</p> <p><参考：金融商品取引法></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの(取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場(第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。)以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)</p> <p>イ 競売の方法(有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。)</p> <p>ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法</p> <p>ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券(以下「店頭売買有価証券」という。)について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法</p> <p>ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法</p> <p>(認可)</p> <p>第三十条 金融商品取引業者は、第二条第八項第十号に掲げる行為を業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>
824	<p>金融商品取引業者等の諸届出</p> <p>(1) 金融商品取引業者である個人が死亡したとき</p> <p>(2) 金融商品取引業等を廃止したとき</p> <p>(3) 合併により消滅したとき。</p> <p>(4) 破産手続開始の決定により解散したとき</p> <p>(5) 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p> <p>(6) 分割により事業の全部又は一部を承継させたとき</p>	金融商品取引法	第50条の2第1項	<p>(廃業等の届出等)</p> <p>第五十条の二 金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 金融商品取引業者である個人が死亡したとき その相続人</p> <p>二 金融商品取引業等を廃止したとき その法人又は個人</p> <p>三 金融商品取引業者等である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者</p> <p>四 金融商品取引業者等である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人</p> <p>五 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
	(7) 事業の全部又は一部を譲渡したとき			六 金融商品取引業者等である法人が分割により事業の全部又は一部を承継させたとき その法人 七 事業の全部又は一部を譲渡したとき その法人又は個人
830	業務及び財産の状況に関する書類の提出	金融商品取引法	第 57 条の 2 第 5 項	(特別金融商品取引業者に係る届出等) 第五十七条の二 (略) 2 (略) 一 当該特別金融商品取引業者の親会社の商号又は名称その他内閣府令で定める事項を記載した書類 二 当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社に係る直近の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類 三 当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営及び財産の状況について、他の法令に基づいて行政機関の監督を受けている場合(外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けている場合を含む。)には、その旨を説明する書類 四 当該特別金融商品取引業者の親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を行っている場合又は当該特別金融商品取引業者の親会社若しくはその子法人等が当該特別金融商品取引業者に対して資金調達に関する支援を行っている場合には、当該経営管理又は支援の内容及び方法を内閣府令で定めるところにより記載した書類 3、4 (略) 5 第二項又は第三項の規定により第二項各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者(親会社がある者に限る。)は、四半期ごとに、当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類(第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。)を、当該四半期経過後政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。
863	適格機関投資家特例業務を行う場合の届出	金融商品取引法	第 63 条第 2 項	(適格機関投資家等特例業務) 第六十三条 (略) 2 適格機関投資家等特例業務(前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。)を行う者(金融商品取引業者等を除く。)は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 商号、名称又は氏名 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
864	届出事項の変更の届出	金融商品取引法	第 63 条第 8 項	<p>三 法人であるときは、役員の氏名又は名称</p> <p>四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名</p> <p>五 業務の種別（前項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）</p> <p>六 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>七 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>八 他に事業を行っているときは、その事業の種類</p> <p>九 その他内閣府令で定める事項</p> <p>3～7 （略）</p> <p>8 特例業務届出者は、第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>
867	休止、再開又は廃止の届出	金融商品取引法	第 63 条の 2 第 3 項	<p>（特例業務届出者の地位の承継等）</p> <p>第六十三条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特例業務届出者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 適格機関投資家等特例業務を休止し、又は再開したとき。</p> <p>二 適格機関投資家等特例業務を廃止したとき。</p> <p>三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。</p> <p>4 特例業務届出者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>
868	解散の届出	金融商品取引法	第 63 条の 2 第 4 項	<p>4 特例業務届出者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>
874	登録申請書の記載事項の変更の届出	金融商品取引法	第 66 条の 5 第 1 項	<p>（変更の届出）</p> <p>第六十六条の五 金融商品仲介業者は、第六十六条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 金融商品仲介業者は、第六十六条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>
875	登録申請書の添付書類の変更の届出	金融商品取引法	第 66 条の 5 第 3 項	<p><参考：金融商品取引法></p> <p>（登録の申請）</p> <p>第六十六条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名</p> <p>二 法人であるときは、その役員の氏名又は名称</p> <p>三 金融商品仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>四 委託を受ける金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号ニにおいて同じ。）を行う者に限る。）又は登録金融機関（以下この章及び第四章において「所属金融商品取</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				引業者等」という。)の商号又は名称 五 他に事業を行つているときは、その事業の種類 六 その他内閣府令で定める事項 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 第六十六条の四第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面 二 金融商品仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類 三 法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。） 四 その他内閣府令で定める書類
877	事業報告書の提出	金融商品取引法	第 66 条の 17 第 1 項	(事業報告書の提出等) 第六十六条の十七 金融商品仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、金融商品仲介業に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
1025	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 16 条 1 項 10 号ホに基づく届出	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令<金融商品取引法>	第 16 条第 1 項第 10 号ホ	(金融商品取引業から除かれるもの) 第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～九 (略)
1026	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 16 条 1 項 10 号へに基づく届出	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令<金融商品取引法>	第 16 条第 1 項第 10 号へ	十 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行う者（以下この号において「対象行為者」という。）が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号 イからハまでに掲げる権利（以下この号において「対象権利」という。）を有する者（以下この号において「対象権利者」という。）のため運用を行う権限の全部を委託するものであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの イ～二 (略) ホ 当該金融商品取引業者等が、出資契約等の成立前に、対象行為者に関する次に掲げる事項を所管金融庁長官等に届け出ること。 (1) 商号、名称又は氏名 (2) 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額 (3) 法人であるときは、法第二十九条の二第一項第三号 に規定する役員の氏名又は名称 (4) 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人又は当該使用人の権限を代行し得る地位にある使用人があるときは、これらの者の氏名 (5) 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地 (6) 他に事業を行つているときは、その事業の種類 へ 対象行為者に関するホ(1)から(6)までに掲げる事項に変更があったときは、当該金融商品取引業者等が、遅滞なく、その旨を所管金融庁長官等に届け出ること。

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
1030	兼職変更届出書の提出	金融商品取引業等に関する内閣府令<金融商品取引法>	第31条第2項	(兼職の届出) 第三十一条 (略) 一～三 (略) 四 兼職先の商号 五 兼職先における役職名及び代表権の有無 2 前項の場合において、同項第四号又は第五号に掲げる事項に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した兼職変更届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。 一 氏名 二 金融商品取引業者の商号 三 金融商品取引業者における役職名 四 変更の内容 五 変更年月日
1032	金融商品取引業者等の事故の確認を要しない場合の報告	金融商品取引業等に関する内閣府令<金融商品取引法>	第119条第3項	(事故の確認を要しない場合) 第百十九条 (略) 2 (略) 3 金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第百二十一条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。)に報告しなければならない。
1042	証券金融会社の金融商品取引法第156条の24第1項に規定する取引に関する報告	証券金融会社に関する内閣府令<金融商品取引法>	第3条の4第3項	(報告又は資料の提出) 第三条の四 (略) 2 (略) 3 証券金融会社は、法第一百五十六条の二十四第一項に規定する取引に関して次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合は、速やかにその報告を行わなければならない。 一 取引の制限措置を実施又は解除した場合 二 貸付金利及び貸借取引貸株料の率を設定又は変更した場合 三 融資限度額を設定又は変更した場合
1117	投資信託約款の届出委託者指図型	投資信託及び投資法人に関する法律	第4条第1項	(投資信託契約の締結) 第四条 金融商品取引業者は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託約款(以下この章において「投資信託約款」という。)の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。
1118	運用報告書の届出	投資信託及び投資法人に関する法律	第14条第6項	(運用報告書の交付等) 第十四条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日(内閣府令で定める投資信託財産にあつては、内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。)ごとに、

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。(略) 一～三 (略) 2、3 (略) 4 投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、同項の投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。(略) 5 (略) 6 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書及び第四項の書面を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。
1119	投資信託約款の変更内容等の届出 (1) 投資信託約款の変更 委託者指図型投資信託の合併をしようとする場合	投資信託及び投資法人に関する法律	第16条	(投資信託約款の変更内容等の届出) 第十六条 投資信託委託会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 投資信託約款を変更しようとする場合 二 委託者指図型投資信託の併合(受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。次条第一項第二号において同じ。)をしようとする場合
1120	投資信託契約の解約の届出	投資信託及び投資法人に関する法律	第19条	(投資信託契約の解約の届出) 第十九条 投資信託委託会社は、投資信託契約を解約しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
1124	外国投資信託の信託約款の届出	投資信託及び投資法人に関する法律	第58条第1項	(外国投資信託の届出) 第五十八条 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該受益証券の募集の取扱い等(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)が行われる場合においては、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該外国投資信託に係る次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 委託者(委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。)、受託者及び受益者に関する事項 二 受益証券に関する事項 三 信託の管理及び運用に関する事項 四 信託の計算及び収益の分配に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
1125	外国投資信託についての運用報告書の届出	投資信託及び投資法人に関する法律	第 59 条（第 14 条第 6 項準用）	<p>（外国投資信託の信託約款の変更等の届出等）</p> <p>第五十九条 （略）第十四条、第十六条（略）の受益証券の発行者について（略）それぞれ準用する。（略）</p> <p><参考：投資信託及び投資法人に関する法律></p> <p>（運用報告書の交付等）</p> <p>第十四条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日（内閣府令で定める投資信託財産にあつては、内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。）ごとに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。（略）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>4 投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、同項の投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。（略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書及び第四項の書面を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>（投資信託約款の変更内容等の届出）</p> <p>第十六条 投資信託委託会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 投資信託約款を変更しようとする場合</p> <p>二 委託者指図型投資信託の併合（受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。次条第一項第二号において同じ。）をしようとする場合</p>
1126	外国投資信託の信託約款の変更の届出	投資信託及び投資法人に関する法律	第 59 条（第 16 条準用）	<p>（変更の届出）</p> <p>第九十一条 登録投資法人は、第百八十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p><参考：投資信託及び投資法人に関する法律></p> <p>（規約の記載又は記録事項等）</p> <p>第六十七条 投資法人の規約には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 商号</p> <p>三 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨又はしない旨</p> <p>四 投資法人が発行することができる投資口の総口数（以下「発行可能投資口総口数」という。）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 投資法人が常時保持する最低限度の純資産額</p> <p>七 資産運用の対象及び方針</p> <p>八 資産評価の方法、基準及び基準日</p>
1133	投資法人の登録内容の変更の届出	投資信託及び投資法人に関する法律	第 191 条第 1 項	<p>（変更の届出）</p> <p>第九十一条 登録投資法人は、第百八十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p><参考：投資信託及び投資法人に関する法律></p> <p>（規約の記載又は記録事項等）</p> <p>第六十七条 投資法人の規約には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 商号</p> <p>三 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨又はしない旨</p> <p>四 投資法人が発行することができる投資口の総口数（以下「発行可能投資口総口数」という。）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 投資法人が常時保持する最低限度の純資産額</p> <p>七 資産運用の対象及び方針</p> <p>八 資産評価の方法、基準及び基準日</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				九 金銭の分配の方針 十 決算期 十一 (略) 十二 執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準 十三 資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準 十四 (略) 十五 借入金及び投資法人債発行の限度額 (登録の申請) 第百八十八条 前条の登録を受けようとする投資法人は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第十号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項並びに本店の所在場所 二 執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名又は名称及び住所 三 資産運用会社の名称及び住所 四 資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要 五 資産保管会社の名称及び住所 六 投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め 七 その他内閣府令で定める事項
1137	営業報告書の提出	投資信託及び投資法人に関する法律	第 212 条	(営業報告書の提出) 第二百十二条 登録投資法人は、営業期間(当該営業期間が六月より短い期間である場合においては、六月。以下この条において同じ。)ごとに、内閣府令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
1139	外国投資法人の届出	投資信託及び投資法人に関する法律	第 220 条第 1 項	(外国投資法人の届出) 第二百二十条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、当該外国投資法人の発行する投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券(以下この条及び第二百二十三条において「外国投資証券」という。)の募集の取扱い等(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)が行われる場合においては、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該外国投資法人に係る次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 目的、商号及び住所 二 組織及び役員に関する事項 三 資産の管理及び運用に関する事項 四 計算及び利益の分配に関する事項 五 外国投資証券が表示する権利に関する事項 六 外国投資証券の払戻し又は買戻しに関する事項 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
1140	外国投資法人の届出事項の変更の届出	投資信託及び投資法人に関する法律	第 221 条第 1 項	(外国投資法人の変更の届出) 第二百二十一条 外国投資法人(前条第一項の規定による届出がされたものに限る。次条において同じ。)は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。
1145	届出事項の変更の届出	証券取引法等の一部を改正する法律	附則第 48 条第 3 項 (金融商品取引法第 63 条第 8 項適用)	第四十八条 (略) 2 (略) 3 第一項の規定により前項の者が引き続き特例投資運用業務を行う場合においては、同項の規定による届出を金融商品取引法第六十三条第二項の規定による届出と、前項の規定による届出をした者を特例業務届出者とみなして、同法第六十三条第五項から第八項まで及び第十一項、第六十三条の二、第六十三条の四から第六十三条の七まで、第六十五条の二、第六十五条の四、第六十八条並びに第九十四条の七第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4～7 略 <参考:金融商品取引法> (適格機関投資家等特例業務) 第六十三条 (略) 2 適格機関投資家等特例業務(前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。)を行う者(金融商品取引業者等を除く。)は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 商号、名称又は氏名 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額 三 法人であるときは、役員の氏名又は名称 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名 五 業務の種別(前項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。) 六 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地 七 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地 八 他に事業を行つているときは、その事業の種類 九 その他内閣府令で定める事項 3～7 (略) 8 特例業務届出者は、第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
1157	貸金業の登録の更新	貸金業法	第 3 条第 2 項	(登録) 第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
1158	貸金業者の基本的事項の変更の届出 （１）商号、名称又は氏名及び住所の変更 （２）役員及び使用人の氏名の変更 （３）営業所又は事務所の名称及び所在地の変更等	貸金業法	第8条第1項	<p>（変更の届出）</p> <p>第八条 貸金業者は、第四条第一項各号（第五号及び第七号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、同項第五号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするとき（前条各号のいずれかに該当することとなる場合を除く）は、あらかじめ、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p><参考：貸金業法></p> <p>（登録の申請）</p> <p>第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節、第二十四条の六の六第一項第一号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号において同じ。）である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第二十四条の六の四第二項及び次章から第三章の三までを除き、以下同じ。）の氏名、商号又は名称及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名</p> <p>三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名</p> <p>四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名、商号又は名称</p> <p>五 営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者（第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。以下同じ。）の氏名及び登録番号</p> <p>七 その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>八 業務の種類及び方法</p> <p>九 他に事業を行つているときは、その事業の種類</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
1159	廃業等の届出 (1) 貸金業者が死亡した場合 (2) 法人等が合併により消滅した場合 (3) 貸金業者が破産した場合、等	貸金業法	第 10 条第 1 項	(廃業等の届出) 第十条 貸金業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 一 貸金業者が死亡した場合 その相続人 二 法人が合併(人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。第四号において同じ。)により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者 三 貸金業者について破産手続開始の決定があつた場合 その破産管財人 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散(人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為)をした場合 その清算人(人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者) 五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員
1160	貸金業の開始等の届出	貸金業法	第 24 条の 6 の 2	(開始等の届出) 第二十四条の六の二 貸金業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 一 貸金業(貸金業の業務に関してする広告若しくは勧誘又は貸付けの契約に基づく債権の取立てに係る業務を含む。第二十四条の六の六第一項第二号において同じ。)を開始し、休止し、又は再開したとき。 二 指定信用情報機関と信用情報提供契約(第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。)を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。 三 第六条第一項第十四号に該当するに至つたことを知つたとき。 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。 <参考：貸金業法> (登録の拒否) 第六条 (略) 一～十三 (略) 十四 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者(資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。)
1161	事業報告書の提出	貸金業法	第 24 条の 6 の 9	(事業報告書の提出) 第二十四条の六の九 貸金業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸金業に係る事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これをその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
1176	特定目的会社の商号、営業所の名称及び所在地等の変更又は資産流動化計画の変更の届出	資産の流動化に関する法律	第9条第1項	<p>(届出事項の変更)</p> <p>第九条 特定目的会社は、第四条第二項各号（第五号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項又は資産流動化計画に変更があったときは、内閣府令で定める期間内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、資産流動化計画に記載又は記録された事項の変更であって、特定資産の取得の時期の確定に伴う変更その他の軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。</p> <p><参考：資産の流動化に関する法律></p> <p>(届出)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 商号</p> <p>二 営業所の名称及び所在地</p> <p>三 取締役及び監査役の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所</p> <p>四 会計参与設置会社（会計参与を置く特定目的会社をいう。以下同じ。）であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所</p> <p>五 第六条の規定に基づくすべての特定社員の承認があった年月日</p> <p>六 その他内閣府令で定める事項</p>
1180	特定目的会社の廃業の届出	資産の流動化に関する法律	第12条第1項	<p>(廃業の届出)</p> <p>第十二条 特定目的会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人</p> <p>二 破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき。 その清算人</p>
1183	特定目的会社の事業報告書の提出	資産の流動化に関する法律	第216条	<p>(事業報告書の提出)</p> <p>第二百十六条 特定目的会社は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、当該事業年度経過後三箇月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
1214	自家型発行者の変更届出	資金決済に関する法律	第5条第3項	<p>(自家型発行者の届出)</p> <p>第五条 前払式支払手段を発行する法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人のうち、自家型前払式支払手段のみを発行する者は、基準日においてその自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（第十四条第一項に規定する基準額をいう。）を超えることとなったときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。自家型前払式支払手段の発行の業務の全部を廃止した後再びその発行を開始したときも、同様とする。</p> <p>一 氏名、商号又は名称及び住所</p> <p>二 法人にあつては、資本金又は出資の額</p> <p>三 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>四 法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>にあつては、その代表者又は管理人の氏名</p> <p>五 当該基準日における基準日未使用残高</p> <p>六 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等</p> <p>七 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限</p> <p>八 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法</p> <p>九 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先</p> <p>十 その他内閣府令で定める事項</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自家型発行者は、第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>
1216	第三者型発行者の変更届出	資金決済に関する法律	第 11 条第 1 項	<p>(変更の届出)</p> <p>第十一条 第三者型発行者は、第八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p><参考：資金決済に関する法律></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 商号又は名称及び住所</p> <p>二 資本金又は出資の額</p> <p>三 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>四 役員の氏名又は名称</p> <p>五 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等</p> <p>六 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限</p> <p>七 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法</p> <p>八 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先</p> <p>九 その他内閣府令で定める事項</p>
1218	発行保証金保全契約の届出	資金決済に関する法律	第 15 条	<p>(発行保証金保全契約)</p> <p>第十五条 前払式支払手段発行者は、政令で定めるところにより、発行保証金保全契約（政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が前払式支払手段発行者のために内閣総理大臣の命令に応じて発行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該発行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該発行保証金保全契約において供託されることとなっている金額をいう。第十七条において同じ。）につき、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
1221	前払式支払手段の発行に関する報告	資金決済に関する法律	第 23 条第 1 項	<p>(報告書)</p> <p>第二十三条 前払式支払手段発行者は、基準日ごとに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した前払式支払手段の発行の業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該基準日を含む基準期間において発行した前払式支払手段の発行額 二 当該基準日における前払式支払手段の基準日未使用残高 三 当該基準日未使用残高に係る発行保証金の額 四 その他内閣府令で定める事項
1226	発行の業務の廃止等の届出 (1) 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したとき (2) 前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われたとき	資金決済に関する法律	第 33 条第 1 項	<p>(廃止の届出等)</p> <p>第三十三条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したとき。 二 第三十一条第二項第二号に掲げるとき。 <p><参考：資金決済に関する法律></p> <p>(発行保証金の還付)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前項の権利の実行の申立てがあったとき。 二 前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。
1228	資金移動業者の変更届出	資金決済に関する法律	第 41 条第 1 項	<p>(変更の届出)</p> <p>第四十一条 資金移動業者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p><参考：資金決済に関する法律></p> <p>(登録の申請)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 商号及び住所 二 資本金の額 三 資金移動業に係る営業所の名称及び所在地 四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国資金移動業者にあつてはこれらに準ずる者とする。第四十条第一項第十号において同じ。）の氏名 五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称 六 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者の氏名 七 資金移動業の内容及び方法 八 資金移動業を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容及びに

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				その委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所 九 他に事業を行っているときは、その事業の種類 十 その他内閣府令で定める事項
1233	未達債務の額等に関する報告書	資金決済に関する法律	第 53 条第 2 項	(報告書) 第五十三条 (略) 2 資金移動業者は、前項の報告書のほか、六月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
1250	発行保証金保全契約解除の承認	前払式支払手段に関する内閣府令<資金決済に関する法律>	第 33 条第 2 項	(発行保証金保全契約の解除) 第三十三条 発行保証金保全契約を締結している前払式支払手段発行者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める発行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。 一 基準日において、基準日未使用残高が基準額以下となった場合 当該発行保証金保全契約の全部 二 基準日に係る法第二十三条第一項の報告書提出の日の翌日における発行保証金の額並びに法第十五条に規定する保全金額及び法第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額が基準日における要供託額に相当する額を超えている場合 当該保全金額の範囲内において、その超えている額に達するまでの額に係る発行保証金保全契約 2 前払式支払手段発行者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十四号により作成した発行保証金保全契約解除承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。 3 (略) 4 前払式支払手段発行者は、第一項の承認を受けて発行保証金保全契約の全部又は一部を解除したときは、別紙様式第十六号により作成した発行保証金保全契約解除届出書に、当該解除後の契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
1251	発行保証金保全契約解除の届出	前払式支払手段に関する内閣府令<資金決済に関する法律>	第 33 条第 4 項	
1255	払戻し公告の届出	前払式支払手段に関する内閣府令<資金決済に関する法律>	第 41 条第 6 項	(保有者に対する前払式支払手段の払戻し) 第四十一条 (略) 2～5 (略) 6 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十四号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 一 当該公告の写し 二 第三項の規定による掲示及び第四項の規定による情報の提供の内容が確認できる書類 三 第三項の規定により講じた措置の内容を記載した書面 7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、別紙様式第二十五号に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。 一 第一項各号に掲げる合計額並びに同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げ
1256	払戻し完了の報告	前払式支払手段に関する内閣府令<資金決済に関する法律>	第 41 条第 7 項	

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>る額</p> <p>二 令第九条第二項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合には、前条第二項各号に掲げる合計額並びに同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額</p> <p>三 法第二十条第二項の規定により情報の提供をした期間</p> <p>四 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高(代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第六号において同じ。)の総額</p> <p>五 当該払戻しの手続において、保有者に払い戻した額の総額</p> <p>六 当該払戻しの手続によって除斥された前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額</p>
1262	発行保証金の取戻しの承認	資金決済に関する法律施行令	第9条第1項又は第2項	<p>(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)</p> <p>第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により発行保証金(法第十四条第三項の規定により供託した債券(同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一条第八項において同じ。))を含む。以下この条及び第十一条第五項において同じ。)を供託した者又はその承継人(以下この条において「供託者」と総称する。)は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。</p> <p>一 基準日において基準日未使用残高(法第三条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。)が千円以下となった場合 供託した発行保証金の全額</p> <p>二 基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金の額(法第十四条第二項に規定する発行保証金の額をいう。以下この条において同じ。)が基準日における要供託額(法第十四条第一項に規定する要供託額をいう。)を超えている場合 当該超えている金額</p> <p>三 法第三十一条第一項の権利(以下この号、次号、第三項及び第十一条において「権利」という。)の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高(当該権利の実行の手続が終了した日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千円以下であるとき 当該権利の実行の手続が終了した日における発行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用の額を控除した残額</p> <p>四 権利の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高が千円を超えるとき 当該権利の実行の手続が終了した日における発行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用の額及び当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額</p> <p>2 法第十八条第四号に規定する政令で定める場合は、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が終了した場合とし、供託者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するこ</p>

番号	事項名	根拠法令等	条項	条文
				<p>ととなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。</p> <p>一 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高（当該払戻しの手続が終了した日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。）が千万円以下であるとき 当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金の全額</p> <p>二 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金の額から当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額</p>
1263	発行保証金の取戻しの届出	前払式支払手段発行保証金規則<資金決済に関する法律>	第1条第3項	<p>（発行保証金の取戻し）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の発行保証金取戻承認書の交付を受けた者は、発行保証金の取戻しをした場合には、遅滞なく、様式第三により作成した発行保証金取戻届出書を金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明された書類を当該届出書に添付しなければならない。</p>

※ 「番号」欄は、「基本計画の対象手続一覧表」の「番号」欄に依っている。